事例 2

米国向け温州みかんの輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

- ① 作付面積: 0.3ha ② 収穫量:3千トン
- ③ 特 徴:長年の経験で培った栽培方法により、皮ごと食せる高付加価値のみかんをハウスで栽培している。なお、除草剤は未使用とし、害虫発生時の農薬散布や病菌発生予防の農薬散布については最小限の使用に留めて、減農薬栽培を心掛けている。



(生産園地の外観)

【輸出を目指す目的】

高付加価値のある商品であるため、他のみかんに比べて販売価格は高い。日本人は安くて美味しいものを買う傾向があり、価格だけで判断されると国内で売り切ることはなかなか難しい。一方、海外では高級品として富裕層向けの需要が多くあることから、海外への販路拡大を図り、新たな産地ブランドとして現地に認知してもらえれば、地元農家の発展に寄与できると考える。

これまで、シンガポール・台湾へ輸出した経験があり、いずれの国向けも輸出前に日本国内で残留農薬の分析を行い、輸出先国の残留農薬基準値を下回る数値を確認して輸出している。そんな中、2022年11月頃に商工会議所主催の商談会を通じて知り合った輸出商社から米国向けに約2千トンの注文を受けた。会社として更なる利益を生み出す契機と捉え、米国向けの輸出を目指したい。

【輸出に当たって生産者が抱える課題等】

米国向けに温州みかんの生果実を輸出したいが、どのような検疫条件となっているか不明。具体的な手続きの流れについても不慣れでわからない。

また、選果こん包施設の登録要件として、果実の表面殺菌を実施できる設備を有する必要があるようだが、自社所有の選果こん包施設は小規模であることから、輸出時期に殺菌処理から乾燥まで行うスペースを確保することが難しい。他県にある米国向け温州みかん生果実の登録施設への外部委託することは可能なのか知りたい。

【支援等の内容】

米国向け温州みかん生果実に係る検疫条件、手続き等について次の支援(説明等)を行った。

- ① 生産園地の登録:生産者、生産者 団体等の責任者は、都道府県を通じ て植物防疫所に申請書(一覧表)を 提出し、植物防疫所が登録する。な お、防除暦に基づく防除を行い、そ の措置の実施状況について記録の 作成が必要となる。
- ② 選果こん包施設の登録:選果こん 包設の責任者は、都道府県を通じて 植物防疫所に申請書(一覧表)を提 出し、植物防疫官が登録する。なお、



(専門家が説明する様子)

果実の表面殺菌を実施する設備を有すること、米国向け温州みかんの荷口を それ以外の果実の荷口と1m以上離して保管することが可能な施設であるこ と、再汚染されない構造を有する施設などであることが求められる。

③ ミカンバエを対象としたトラップ調査及び生果実調査の実施:植物防疫官により、次のとおり実施される。

≪トラップ調査≫

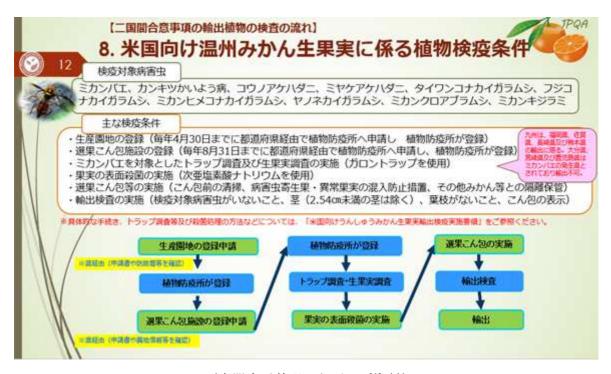
- ・6月1日から10月31日までの間、2週間に1回実施する。
- ・タンパク質加水分解物を誘引剤としたガロントラップを使用し、4km3当たり1個の設置密度で、登録生産園地及びその周囲に設置する。
- ・ガロントラップは2週間ごとに点検し、誘引剤は2週間ごとに交換する。なお、ガロントラップの設置に係る費用は、登録生産園地の申請を行った者の負担となる。

≪生果実調査≫

- 9月1日から10月31日までの間、2週間に1回実施する。
- ・登録生産園地の園内の全域において樹上の果実及び落下した果実の外観を調査し、ミカンバエの寄生が疑われるもの(へた落ち果、変色果、萎縮果、軟化果等)を採取し、登録生産園地ごとに生産園地番号及び採取年月日を付した上で持ち帰り、切開調査を実施する。
- ④ 果実の表面殺菌の実施:植物防疫官の立ち会いのもと、登録選果こん包施 設内において、表面殺菌を実施することが求められている。
- ⑤ 選果こん包等の実施:選果こん包等に当たっては、選果こん包作業の開始 前に清掃を行うこと、病害虫寄生果や異常果実の混入がないこと、病害虫寄 生果又は異常果実は、速やかにこん包施設外へ出されることが求められる。
- ⑥ なお、前述④と⑤については、他県にある登録選果こん包施設にて実施す

ることは認められている。(※植物防疫所への事前相談が必要)

- ⑦ 輸出検査:輸出者は、植物等輸出検査申請書に米国政府が発行する輸入許可書の写しを添えて、あらかじめ輸出検査の実施を希望する植物防疫所に提出する。
- ⑧ 輸送方法:米国向け温州みかんの生果実は、船積み貨物又は航空貨物として輸送するものとし、選果こん包施設から船舶又は航空機への積込み場所へ輸送するまでの間、病害虫の付着を防ぐ措置を講じる必要がある。



(専門家が整理したパワポ資料)

【生産者の対応状況】

他国向けで登録選果こん包施設の 資格を所有している事業者(2社)に 対して、米国向けの輸出に向けた植物 防疫所への登録手続きや選果こん包 の実施・果実の殺菌処理等の整備が可 能か相談中の段階である。

生産園地の登録手続きやトラップ 調査に係る準備等については、今年度 中に完了させて、早ければ 2023 年 12 月頃の輸出に向けて生産管理を行っ ていくとともに、米国の残留農薬基準

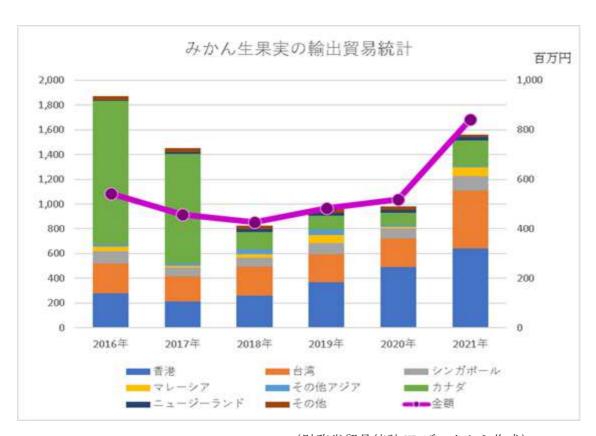


(収穫直前のみかん)

値に対応した防除体系の整備にも取り組むとされている。

【評価・所感】

米国には日本産のみかんが流通していることから、その他のみかんにない美味しさや魅力が現地の消費者に高く評価されれば、輸出量が増加することが期待できる。当事業としては、必要な専門家を継続して派遣するなど引き続き支援をしていくこととする。



(財務省貿易統計 HP データから作成)